

幼児教育・保育無償化に係る対象確認表

利用施設	年齢	対象サービス	対象者（①②はどちらを満たしたら対象）	上限金額	手続き
幼稚園 認定こども園の幼稚園部分	3～5歳	基本保育料	全員	全額	不要
		副食費	①世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満のこども ②小学校3年生までをカウントして第3子以降のこども	全額	不要
		預かり保育料	保育の必要性を認定された子ども	①月額11,300円 ②利用日数×450円	必要
町立保育所 認定こども園の保育所部分 地域型保育事業	3～5歳	基本保育料	全員	全額	不要
		副食費	①世帯の市町村民税所得割の額が57,700円未満のこども ②小学校就学前までをカウントして第3子以降のこども	全額	不要
	0～2歳	基本保育料	①非課税世帯のこども ②小学校就学前までをカウントして第3子以降の子ども	全額	不要
認可外保育施設等 ※1	3～5歳	基本保育料	保育の必要性を認定された子ども	37,000円	必要
	0～2歳	基本保育料	非課税世帯かつ保育の必要性を認定された子ども	42,000円	必要

※1 認可外保育施設等・・・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業